

会議録

令和4年第1回更別村議会定例会

第4日 (令和4年3月17日)

◎議事日程(第4日)

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第27号 令和4年度更別村一般会計予算の件
- 第 4 議案第28号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 5 議案第29号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 6 議案第30号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第31号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 8 議案第32号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第 9 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議
- 第10 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員(6名)

| | | | | | |
|----|----|------|-----|----|------|
| 議長 | 8番 | 高木修一 | 副議長 | 7番 | 織田忠司 |
| | 3番 | 小谷文子 | | 4番 | 松橋昌和 |
| | 5番 | 太田綱基 | | 6番 | 安村敏博 |

◎欠席議員(1名)

1番 遠藤久雄

◎地方自治法第121条の規定による説明員

| | | | |
|-----------------|-------|---------------|------|
| 村長 | 西山猛 | 副村長 | 大野仁 |
| 教育長 | 荻原正 | 農業委員会長 | 道見克浩 |
| 代表監査委員 | 笠原幸宏 | 総務課長 | 末田晃啓 |
| 総務課参事 | 女ヶ澤廣美 | 企画政策課長 | 本内秀明 |
| 企画政策課参事 | 高田大資 | 産業課長 | 高橋祐二 |
| 住民生活課長 会計管理者 | 小野寺達弥 | 建設水道課長 | 佐藤成芳 |
| 保健福祉課長 | 新関保 | 子育て応援課 課長 | 石川亮 |
| 診療所事務長 | 酒井智寛 | 教育委員会 教育次長 | 小林浩二 |

学校給食センター所長 安部 昭彦

農業委員会
事務局 局長 川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 局長 佐藤 敬貴
書 記 南 雲 美 幸

書 記 伊東 秀行

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠について、1番、遠藤議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、安村さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

第1回議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月16日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、3月17日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 今報告がありましたが、会期に変更はなく、3月18日までの9日間と修正させていただきます。

◎日程第3 議案第27号ないし日程第8 議案第32号

○議長 長 日程第3、議案第27号 令和4年度更別村一般会計予算の件から日程第8、議案第32号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第27号 令和4年度更別村一般会計予算の件から議案第32号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和4年度更別村一般会計予算の件から議案第32号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

3月16日に引き続き審議を続けます。

一般会計歳入予算の質疑に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款1村税に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。

補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことから、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8ページを御覧ください。款1村税、項1村民税、目1個人は、予算額2億3,627万9,000円で、前年度比較1,181万4,000円、4.76%の減となっています。前年の所得状況を見込み、計上しております。

目2法人は、予算額2,277万1,000円で、前年度比較250万円、9.89%の減となっています。前年の法人の所得状況を見込み、計上しております。

項2目1固定資産税は、予算額3億5,327万3,000円で、前年度比較4,166万7,000円、13.37%の増となっています。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算額29万8,000円で、前年度比較7万3,000円の減となっています。国有林野、山林、北海道が所有する更別農業高等学校の土地、家屋に係るものでございます。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は、予算額1,302万8,000円で、前年度比較17万3,000円の増。

目2軽自動車税環境性能割は、予算額68万円で、前年度比較7万1,000円の増により計上しております。過去の登録の状況を勘案し、計上しております。

9ページを御覧ください。項4目1たばこ税は、予算額2,120万4,000円で、前年度比較192万円の増により計上しています。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款1村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1村税を終わります。

款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、

款6 法人事業税交付金、款7 地方消費税交付金、款8 環境性能割交付金、款9 地方特例交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 10ページを御覧ください。款2 地方譲与税、項1目1 地方揮発油譲与税は、予算額3,378万6,000円、前年度比較233万4,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項2目1 自動車重量譲与税は、予算額9,249万8,000円、前年度比較95万9,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項3目1 地方道路譲与税は、予算額1,000円、前年度と同額です。地方道路税は平成21年度に地方揮発油税に改められましたが、法改正前に課税された道路特定財源分は引き続き地方道路譲与税として譲与される場合があるため、計上するものでございます。

項4目1 森林環境譲与税は、予算額466万1,000円、前年度比較99万2,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

11ページを御覧ください。款3項1目1 利子割交付金は、予算額42万3,000円、前年度比較12万1,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

12ページを御覧ください。款4項1目1 配当割交付金は、予算額90万1,000円、前年度比較4万9,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

13ページを御覧ください。款5項1目1 株式等譲渡所得割交付金は、予算額81万6,000円、前年度比較1万3,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

14ページを御覧ください。款6項1目1 法人事業税交付金は、予算額440万円、前年度比較40万円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

15ページを御覧ください。款7項1目1 地方消費税交付金は、予算額5,902万6,000円で、前年度比較で378万1,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

16ページを御覧ください。款8項1目1 環境性能割交付金は、予算額906万4,000円、前年度比較4,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

17ページを御覧ください。款9項1目1 地方特例交付金は、予算額467万4,000円、前年度比較28万7,000円の増となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

前年、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う減収分を補填するために交付された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、目を廃止しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款2 地方譲与税から款9 地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これて款2地方譲与税から款9地方特例交付金までを終わります。

款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 18ページを御覧ください。款10項1目1地方交付税は、予算額20億2,000万円、前年度比較1億4,500万円の増となっています。説明欄、普通交付税は18億5,000万円で、令和4年度地方財政対策によれば地方交付税等の一般財源総額について令和3年度を上回る額を確保するとされていることから、1億2,500万円の増により計上をしております。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として交付されるもので、過去の交付実績を勘案し、前年度比較2,000万円の増により計上をしております。

19ページを御覧ください。款11項1目1交通安全対策特別交付金は、予算額71万6,000円、前年度比較で2万4,000円の減となっています。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これて款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金を終わります。

款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 20ページを御覧ください。款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算額5,992万7,000円、前年度比較984万8,000円の減となっています。道営畑総担い手育成事業更別第2地区分担金で472万6,000円、同事業第3地区分担金で505万7,000円の減により計上をしております。

項2負担金、目1民生費負担金は、予算額480万円、前年度比較761万4,000円の減となっております。

前年809万4,000円を計上いたしました保育所入所者費用徴収金は、保育所の認定こども園移行に伴い、皆減としております。

21ページを御覧ください。款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、予算額1,725万円、前年度比較6,000円の増となっています。定住化促進住宅使用料、各種施設使用料及び村有地使用料を過去の実績を勘案して計上しております。

22ページを御覧ください。目2民生使用料は、予算額1,478万8,000円、前年度比較16万2,000円の減となっています。福祉の里総合センター給食部門利用料、生活支援ハウス居室利用料を過去の実績、入居状況、入院状況を勘案し、計上しております。

23ページを御覧ください。目3衛生使用料は、予算額28万円、前年度比較1万2,000円の減となっています。火葬場、墓地の使用料を計上しております。

目4農林水産使用料は、予算額564万7,000円、前年度比較143万8,000円の減となっております。牧場入牧使用料を入牧希望頭数調査の結果により計上しております。

目5土木使用料は、予算額7,897万9,000円、前年度比較152万7,000円の増となっております。道路占用使用料などの土木管理使用料、公営住宅等の住宅使用料を計上しております。

目6教育使用料は、予算額377万5,000円、前年度比較28万9,000円の減となっております。更別幼稚園延長保育料、認定こども園上更別幼稚園保育料などを計上しております。

24ページを御覧ください。項2手数料、目1総務手数料は、予算額143万5,000円、前年度比較11万8,000円の減となっています。戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料を計上しております。

目2衛生手数料は、予算額1,126万6,000円、前年度比較7万円の増となっております。一般廃棄物処理手数料、し尿処理手数料等を計上しております。

目3農林水産手数料は、予算額5万1,000円、前年度比較8,000円の減となっています。農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料を終わります。

款14国庫支出金、款15道支出金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 25ページを御覧ください。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、予算額8,378万円、前年度比較247万2,000円の増となっています。児童手当負担金は193万3,000円の増、障害者介護給付費等負担金は48万4,000円の増となっております。

目2衛生費国庫負担金は、予算額595万4,000円、前年度比較574万9,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金582万8,000円は皆増となっております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算額5,506万3,000円、前年度比較3,613万4,000円の増となっています。社会保障・税番号制度システム整備補助金は、戸籍システム改修費用に係る負担金で477万3,000円、地方創生推進交付金は人材育成事業等の財源として2,420万1,000円を計上しています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,226万4,000円、デジタル基盤改革支援補助金382万5,000円は皆増となっております。

26ページを御覧ください。目2民生費国庫補助金は、予算額7,047万7,000円、前年度比

較548万6,000円の増となっています。子ども・子育て支援交付金を96万円の増、子どものための教育・保育給付費交付金を425万1,000円の増で計上したことによるものでございます。

目3衛生費国庫補助金は、予算額264万3,000円、前年度比較155万1,000円の増となっています。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金150万円の皆増によるものでございます。

目4土木費国庫補助金は、予算額2,764万4,000円、前年度比較261万2,000円の減となっています。道路メンテナンス補助金248万7,000円の減によるものでございます。

目5教育費国庫補助金は、予算額48万6,000円、前年度比較3万3,000円の増となっています。特別支援教育就学奨励費補助金、へき地児童生徒援助費補助金を計上しております。

27ページを御覧ください。目6農林水産業費国庫補助金は、予算額2,973万5,000円、前年度比較831万8,000円の減となっています。農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金で511万5,000円、同事業第3地区補助金で320万3,000円の減により計上しております。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額19万1,000円、前年度と同額です。自衛官募集事務委託金等を計上しております。

目2民生費委託金は、予算額144万7,000円、前年度比較4万4,000円の増となっています。国民年金事務委託金、年金生活者支援給付金支給業務事務委託金等を計上しております。

28ページを御覧ください。款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、予算額5,131万9,000円、前年度比較255万6,000円の増となっています。児童手当負担金43万1,000円、保険基盤安定負担金101万7,000円、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金89万円増で計上したことによるものでございます。

目2衛生費道負担金は、予算額6万3,000円、前年度比較3万9,000円の減となっています。児童保健事業費負担金を計上しております。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、予算額1,865万7,000円、前年度比較228万6,000円の増となっています。地域政策補助金125万円は皆減となりましたが、森林環境保全整備事業補助金で242万8,000円の増、北海道移住支援金交付事業補助金125万円は皆増となったことによるものでございます。

29ページを御覧ください。目2民生費道補助金は、予算額4,470万7,000円、前年度比較295万9,000円の減となっています。子どものための教育・保育給付費交付金は128万7,000円の増となりましたが、子ども・子育て支援交付金を381万6,000円の減で計上したことによるものでございます。

目3衛生費道補助金は、予算額164万5,000円、前年度比較90万3,000円の減となっています。乳幼児医療費補助金を前年度比較86万円の減で計上しております。

30ページを御覧ください。目4農林水産業費道補助金は、予算額1億3,874万6,000円、前年度比較1,913万6,000円の増となっています。環境保全型農業直接支払交付金で190万9,000円の増、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金1,486万7,000円、基幹水利

施設管理事業補助金253万7,000円がいずれも皆増となったことによるものでございます。

31ページを御覧ください。項3委託金、目1総務費委託金は、予算額1,025万7,000円、前年度比較176万9,000円の増となっています。節5選挙費委託金で衆議院議員選挙委託金272万5,000円は皆減となりましたが、参議院議員選挙委託金303万1,000円、道知事道議会議員選挙委託金168万3,000円は皆増となっております。

目2農林水産業費委託金は、予算額170万1,000円、前年度比較60万5,000円の減となっています。道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金を45万円減により計上しております。

32ページを御覧ください。目3商工費委託金は、予算額586万2,000円、前年度比較33万1,000円の増となっています。駐車公園管理委託金等を計上しております。

目4土木費委託金は、予算額9万6,000円、前年度比較1,000円の増となっています。建物調査委託金等を計上しております。

衛生費委託金は、目を廃止し、前年度予算額2万8,000円は皆減となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款14国庫支出金、款15道支出金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款14国庫支出金、款15道支出金を終わります。

款16財産収入、款17寄附金、款18繰入金、款19繰越金、款20諸収入、款21村債に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 33ページを御覧ください。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算額599万8,000円で、前年度比較19万8,000円の増となっております。土地貸付収入、建物貸付収入、物品貸付収入を計上しております。

目2利子及び配当金は、予算額12万7,000円で、前年度比較5,000円の減となっています。各基金の運用により生ずる利子を計上しております。

34ページを御覧ください。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、予算額1,636万5,000円で、前年度比較882万3,000円の減となっています。宅地分譲地売払収入で789万5,000円、立木売払収入で92万8,000円、いずれも減額により計上したことによるものでございます。

目2物品売払収入は、予算額96万円で、前年度比較5万6,000円の減となっています。間伐材の売払いに係る収入等を計上しております。

35ページを御覧ください。款17項1目1寄附金は、予算額3,380万円で、前年度比較199万5,000円の増となっています。ふるさと納税による寄附金の増収を見込み、計上しております。また、まち・ひと・しごと創生寄附金を前年同額で計上をしております。

36ページを御覧ください。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、

予算額9,055万円、前年度比較2,107万円の減となっています。財源不足額を補うために計上をしております。

目2ふるさと創生事業基金繰入金は、予算額1,300万円、前年度比較200万円の減となっています。ふるさと創生事業の財源として計上しております。

目3協働のまちづくり基金繰入金は、予算額200万円で、協働活動経費の財源として前年度同額により計上をしております。

目4村有林野基金繰入金は、予算額622万6,000円、前年度比較252万4,000円の増となっています。村有林整備事業の財源として計上しております。

目5農業振興基金繰入金は、予算額3,885万3,000円、前年度比較1,479万1,000円の増となっています。新規就農者支援事業、農業振興補助金等、国営事業負担金、道営事業負担金、畜産クラスター事業の財源として計上しております。

目6福祉基金繰入金は、予算額1万3,000円、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として前年度同額により計上しております。

目7こども夢基金繰入金は、予算額50万円で、こども夢基金事業の財源として前年度同額により計上しております。

目8公共施設等整備基金繰入金は、予算額6,500万円、前年度比較4,100万円の増となっています。村有建物等改修事業、公用車車庫改修事業、老人保健福祉センター改修事業、ふるさと館改修事業、村営住宅等改修事業、学校施設改修事業、農村環境改善センター改修事業、トレーニングセンター改修事業の財源として計上しております。

目9寄附金管理基金繰入金は、予算額4,226万1,000円、前年度比較2,112万4,000円の増となっています。前年度にいただきました寄附金は寄附金管理基金に積み立てておりますが、これを全額繰り入れ、寄附された方が指定する事業の財源とするものでございます。

37ページを御覧ください。款19項1目1繰越金は、予算額5,000万円で、前年度同額により計上をしております。

38ページを御覧ください。款20諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、前年度と同額の2万円で、村税延滞金を計上しております。

項2目1預金利子は、前年度と同額の5万円で、歳計現金の預金利子収入を計上しております。

項3貸付金元利収入、目1中小企業近代化資金預託金元利収入は、予算額5,000万円で、前年度同額を計上しております。

目2ふるさと融資貸付金元金収入は、予算額1,620万円で、前年度同額を計上しております。

項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入は、前年度と同額の4,000円で、介護保険事務委託金を計上しております。

目2衛生費受託事業収入は、予算額223万8,000円、前年度比較11万7,000円の減となっております。後期高齢者医療広域連合受託事業収入を計上しております。

項5雑入、目1滞納処分費は、前年度と同額の1,000円で、滞納処分収入を計上しております。

目2弁償金は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

39ページを御覧ください。目3違約金及び延納利息は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

目4納付金は、予算額573万円で、前年度比較11万7,000円の増となっています。雇用保険料納付金、派遣職員給与等納付金を計上しております。

目5雑入は、予算額3,584万円で、前年度比較2,031万4,000円の増となっています。

41ページを御覧ください。雑入の説明欄、下から4行目、退職手当組合事前納付金清算金は、3年ごとに事前納付金と追加負担金との精算が行われることから、皆増となっております。説明欄、下から2行目、乗合タクシー事業精算金293万8,000円、説明欄、下から1行目、地域脱炭素化促進事業の財源である日本環境協会補助金1,000万円は、いずれも皆増となっております。なお、前年度計上いたしましたスポーツ振興くじ助成金600万円は皆減となっております。

目6過年度収入は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

42ページを御覧ください。款21項1村債、目1緊急防災・減災事業債は、予算額1,490万円で、前年度と比較して皆増となっています。高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線機器の更新に係るとかち広域消防事務組合負担金の財源として本年度新たに計上をしております。

目2一般単独事業債は、予算額350万円で、前年度と比較して皆増となっています。イタラタラキ川バイパス排水路緊急浚渫推進事業の財源として本年度新たに計上をしております。

目3辺地対策事業債は、予算額4億130万円で、前年度比較7,640万円の増となっています。各辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づき実施する橋梁改修事業、村道整備事業、国営施設応急対策事業の財源として計上をしております。

目4過疎対策事業債は、予算額7,220万円で、前年度比較8,330万円の減となっています。道営事業(ハード)は840万円、道営事業(ソフト)は370万円、村史編さん事業は190万円、いずれも減額で、更別農業高校生確保等支援事業は250万円の増で計上しております。その他は、前年度と同額を計上しております。前年度計上いたしました雪寒機械購入事業690万円、村道整備事業4,990万円、商工業活性化事業700万円、歯科診療所医療機器等整備事業800万円は、いずれも皆減となっております。

43ページを御覧ください。目5臨時財政対策債は、予算額6,640万6,000円で、前年度比較6,832万6,000円の減となっています。令和4年度地方財政対策によれば市町村の臨時財政対策債発行可能総額は1兆7,805億円で、前年度比較3兆6,992億円、67.5%減額されており、発行額は前年度を下回るものと想定しております。

なお、目1緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%、目2一般単独事業債は元利償還

金の70%、目3 辺地対策事業債は元利償還金の80%、目4 過疎対策事業債は元利償還金の70%、目5 臨時財政対策債は元利償還金の100%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款16財産収入から款21村債までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款16財産収入から款21村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、地方債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 5ページを御覧ください。第2表、地方債について補足説明を申し上げます。

起債の目的、緊急防災・減災事業債は、限度額1,490万円、起債の方法は普通貸借又は証書借入、利率は年3.0%以内、償還の方法は政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等の融資条件による。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができることとするものでございます。一般単独事業債は限度額350万円、辺地対策事業債は限度額4億130万円、過疎対策事業債は限度額7,220万円、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも緊急防災・減災事業債と同様でございます。臨時財政対策債は、限度額6,640万6,000円、利率は年3.0%以内(ただし金利見直し方式で借入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)とするものでございます。起債の方法、償還の方法は、緊急防災・減災事業債と同様でございます。

以上でございます。

○議 長 第2条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで第2条、地方債を終わります。

一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 ページ言われても困るのですけれども、今まで議論された中の全般通して、私も前段ちょっと質問もしたのですけれども、今まで教育委員会、それから子育て応援課あるいは保健福祉課、それとまだこれ議論されていないのですけれども、これからあ

る診療所ですか、まだほかにも課はあるのですけれども、いずれも会計年度任用職員などの職員を募集しているわけなのですけれども、満度集まっている課もあるかもしれませんけれども、昨日も聞いたように、まだ足りない課が大変多くあると。このような中でこれから、今年は大変立派な予算を計上しているわけなのですけれども、事業を行う中には影響が出てくると思いますし、過去には欠員でできなかった事業のあった年もあります。このようなことの中で、今各課長、それから担当職員は大変努力して、いい情報聞けたら個人の家に行ったり、あとハローワークへ申し出たり、いろんな努力をしているのですけれども、現実はまだあまり集まっていない状況なので、これは各担当課とか担当者だけでなく、やはり村でもきちんとした原因究明をし、対応していく必要があると思うのですけれども、その辺どう思いますか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 会計年度任用職員の任用に関してでございますけれども、任用に当たっては広く募集をして、応募のあった方には面接試験をさせていただいて選考するというところで任用に至るわけなのですけれども、募集に当たっては防災行政無線の放送をかけると、それからホームページに掲載する、それからチラシを全戸配布して広く村民の皆様に周知をさせていただいているところでございます。募集をしても応募人数が募集人数に達しないという場合もございます。そういった場合には、さらにハローワークへの登録ですとか、新聞の記事に掲載してもらうようお願いするといった、そういうことで任用の確保をするように努めているところでございます。それでも応募が募集に達しないような場合もあります。特に国家資格を条件として募集するような場合には、なかなか任用することが難しいといった状況が多々ございます。こういった場合、関係機関ですとか学校とかに連絡をして情報提供をいただくとか、そういったことで情報を集めながら、働いてくれそうな人を確保して、お願いして任用させていただくといった、そういった場合もございます。

そういった努力をして必要な人材の確保に努めているところでございますし、なかなか任用が難しいような場合はいろんな方法を使って必要な人材を確保することに努めていかなければならないと思っております。今言った募集の方法のほかにも、インターネットの募集サイトを使ったりだとか、なかなかないのですけれども、例えば他市町村の新聞折り込みでチラシを配布させていただくですとか、そういった方法も考えられますので、様々な方法を使って必要な人材は確保していかなければならないというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 大変努力されていることは分かるのですけれども、現実集まっていないと。これには、問題というか、これから改善しなければならぬ点、これが大いに含まれていると思うのです。それは、今までもこういうふうに集まらないこともあったのですけれども、それぞれの努力で、あるいは足りない中でもやってきている部分は大いにいると思うのですけれども、なぜかということを考えてときに、仕事内容もそれぞれ課によって違

いますから、それぞれの報酬あるいは労働条件、あるいはもう一つ踏み込んで言えば、今国家資格云々言いましたけれども、そのような人を採用するときに他町村との条件の違い、待遇の違い、そのようなことがやはり影響しているのではないかと思いますし、またこれは全体の話なのですけれども、例えば他町村で、更別では会計年度あるいはパート対応で採用されても長く勤まらないと、というのはほかの町村で同一の仕事でいい条件があったら、やはりそちらに異動してしまうということもあると思うので、今後はこれは各課だけでは対応できない問題も大いにあると思うのです。

根本的に、私は更別のまず正職員が少ないと思います。それを会計年度職員、あるいはパートですか、あるいは協力隊員、そういうところで補っている部分大いにあると思うので、これきちんと精査して見直していかなければまずならないと思います。しなければ、毎年同じことを繰り返してしまうということだと思いますし、まず正職員の数が適正なのかどうなのか見直し。また、いま一度、採用された職員がすぐ辞めてしまう、あるいは1年で常に交替していくようなことがあるのではなく、一度採用された方が長い間仕事してもらい、そのような条件もきちんと全体でどこかで考える機関をつくって協議していかないと、これ毎年同じことを繰り返してしまうということは担当している課あるいは担当者によっても大変なストレス、苦勞になっていると思うのです。それは、いろんなことを事業取り組むのはいいのですけれども、この基本となることを今後しっかり取り組んでいく必要があると思うのですが、どうでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 会計年度任用職員の制度が始まって間もないところもありますので、他の町村との乖離があるということであれば、これはちょっと検討しなければならないとは思いますが、その点については今後調査をさせていただきたいと思います。ただ、会計年度任用職員の報酬なのですけれども、更別村会計年度任用職員の給与に関する規則において職種に応じた報酬を定めさせていただいておりますので、応募人数が募集人数に達しないことだけを取って報酬を上げるといった勤務条件を改めるということは、なかなか難しいのかなとは思っているところでございます。

ちなみになのですけれども、会計年度任用職員の給与なのですけれども、これは職員の給料表を使っていて、職員の給与は国家公務員に準ずることを基本としておりますので、会計年度任用職員の報酬についても基本的には人事院勧告を反映された形で報酬額が改められるということになっております。いずれにしても、会計年度任用職員を任用できなくて事業が中止に追い込まれるというようなことが、そういうような場合はその事業の執行体制ですとか手法、それから働く人たちの労働環境を改めるといったことも必要になることもあるのかもしれませんが、先ほどもお話しした任用のあらゆる方法を使って何とか必要な人材を確保するということが基本になろうかと思っています。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 大変よく分かるのですけれども、必要であれば条例あるいは規則までも踏み込んで、報酬だけでなくて手当とかいろんな部分で対応できるのであれば対応して、毎年同じようなことで集めても集まっていないのが現状なので、その辺はきちんといつかの時点、いつかといってもすぐ急がなければならないと思うのです。きちんとやっていくべきだと思うので、今後そのようなことを考えるのを課を横断してみんなで検討していかねければ、これは各課だけの問題でなくて、本当に事業に影響出てくることも今までありましたし、今後もあると思うので、そこはきちんとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 何とか必要な人材を確保するために、各課と横断で検討しながら必要な人材の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田さんから毎回、私何回かお答えしているので、今課長から話がありましたけれども、これは理事者側の問題といえますか、村政運営していくに当たってマンパワーが不足しているということは否めない事実でありますし、これからデジタル田園都市とかいろんな形で、あるいは高齢者の関係とか施策がどんどん必要になってくるときに、この間からもお話ししていますけれども、役場の団体とも話もしていますけれども、私は定数を、執行して人数足りないということはありますけれども、それなりの見合った定数を確保していくというのですが、それは条例変えなければいけないですけれども、ぜひとも議員の皆さんにご理解いただいて、人数は増やしていかないと、私は職員見ていると、いろいろ仕事はやってもらったり、私もいろんな施策もいろいろと率先してやっているわけですけれども、そここのところは職員に無理もさせているのかなというようなことは重々反省していますし、しっかり仕事が、横断的な仕事も多くなっていきますので、その部分は人的配置を増やしてしっかりやっていくということも考えていきたいということで、また改めて提案をさせていただきたいというのと、あとかなりすごい努力をしているのですけれども、人材を探すために道内とか駆けずり回り、駆けずりということないですけれども、いろんなところへ出向いて、探したり、募集したり、あるいは他町村にも協力いただいて、例えば看護助手であれば、広域というのですか、お隣とも一緒にやっているわけですから、うちだけが募集するのではなくて、ひとつ協力してくれないかということで、お互いの村同士で募集についても協力してもらおう。技術者については、そういう情報があれば直ちに、技術者はなかなかもらえないものですから、皆さんどこの町村も苦慮しているのですけれども、そういう情報共有とか、あるいは募集の働きかけをしっかりとしながら、織田さんご指摘の部分で本当に早く取り組まないとだめだというふうに思っていますので、鋭意努力をして取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 若干気になっていることがありますので、132ページ、商工会に関係していると思うのですが、マナカの前にポケットパークというものがあります。僕も全然知らなかったのですが、たしか木造のテーブルと椅子、あれをポケットパークと呼ぶのでしょうか、あそこへ管理料が払われています。その管理料は、どちらに払われているのですか。業者ではないと思っておるのですが、もし説明をいただけるのなら。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 マナカにつきましては、商業施設ということでバス停の管理を含めて商工会に委託しております。マナカの前の部分は、ポケットパークということで公共施設になってございます。こちらの管理についても商工会のほうに委託をしているところでございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 商工会の運営費にプラスをしていると考えていいのですか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 商工会の運営費に上乗せではなくて、地方振興費の予算で管理委託料を計上して、別途に委託契約をしてございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 出口はいいのですが、それはどこへ支払われているのですか。商工会へ支払われているのですか、管理料を。それをはっきりさせてください。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 商工会へお支払いしております。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 ある村民さんというか、注意をされたのですが、あの管理料がどんな管理をしてその金額が支払われているのか承知しませんが、あの木製の椅子とテーブルで管理をしていただくのにあの金額が必要なのかどうかという疑問が湧いているのですが、そういう注意があったのですが、それは管理をしていただいているのですが、例えば除雪とか、ふだんあそこ汚れていたら掃除をするとか、そういう管理だと思うのですが、それにしても金額が立派ではないですか。そういうのは、村民が注意するということは、ほかの管理の美装会社にも委託していますが、ちょっと違う考え方があるのではないのですか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 大変お待たせいたしました。ポケットパークの管理委託料につきましては、地方振興費の地域振興財産維持管理経費の中に計上させていただいております。本年度の予算額については25万7,000円を計上させていただいております。業務の中身としましては、先ほどおっしゃられたとおり除雪、また清掃業務ということで、基本的には人件

費が、それに係る労務賃が積算の根拠の主なものとなってございます。平日、通常期間163日、冬期80日の243日分の管理として積算をしているところでございます。金額につきまして高額ではないかというご指摘かなと思いますが、労務単価等につきましては一般的な単価を使用させていただいております、特段高額な積算をしているような状況ではないということでございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 高額でないと言いますけれども、本当にあれが公園だと言われて分かる話であって、公園といえば公園なのでしょうけれども、例えば計算してやっていますからその金額が出たのでしょうか、一部の分かっている人はいるのでしょうか、村民さんはあそこにあれをやったら運営費の助成ではないかと言う人もいるのです。そう見られてもしょうがない。25万7,000円が高い、安い論はあまりしたくないですけれども、あのテーブルと椅子だけです。除雪もそれはあるのでしょうか、そうやって疑問に思われたので今質問したので、適正であれば適正で、それでよろしいのですけれども、ほかの美装会社にも影響がいくと思いますよ。相当の美装会社が全部たくさんいますので、全部お願いしているのですから、僕はそう思いますけれども。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ポケットパークという名称で、日本語で訳せば公園という単語も使用しているところでございますが、もともとは市街地活性化計画の中でマナカを整備するに当たって、市街地の人の集まる場所というようなことも含めて計画がされていたものでございます。建物の部分につきましては民設民営という形で村からは助成金を出した中で商工会が主体となって建設、それに伴う休憩場所等、あとは市街地、商店街全般の駐車場としても活用できるというようなところで建物の正面に駐車場も整備をしているというようなことで、こちらについては当初の計画、また商工会との協議の中で村のほうでの公園整備と、公園といいますか、そういったスペースの整備ということで進めているところでございますので、村のほうで管理を行って、管理といいますか、村の財産ということになってございます。

管理につきましては、そういった設置の目的等を鑑みて、建物が隣接している商工会に管理を委託するのが妥当だということで委託をさせていただいているところでございます。公園という表現の中で、ほかの一般的な公園との区別というものもなかなかつけにくいのですが、一般的に言われる公園と言われている条例で管理をしているものとはまたちょっと趣旨が違ったような取扱いになってございますけれども、普通財産としての管理ということになってございますので、その辺のご理解をいただけるように、公園の表示もしてはございませんが、分かりにくいというご指摘があるのであれば、今後検討していきたいなというふうに思っております。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 あまりこの話で論はしたくなかったのですけれども、運営助成費であれ

ば運営助成という分かりやすいスタイルで出したほうが僕はいいと思うのですけれども、どう見てもあの椅子とテーブルに管理料が27万円というのは納得はしづらいですから、それは金額でいうとそうでしょうけれども、除雪の心配だけでしょうね、恐らく。だったら、商工会にそういう名目をつけて助成金を出すのである。助成金とは言いませんけれども、運営費できちっと分かるところで出したほうがいいと思うのですけれども、違いますか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 商工会の運営費ということになりますと、商工会に係る部分と申しますか、村のほうの施設になっているものですから、当該施設についてを商工会の運営の中に計上するのはあまり適切ではないかなというふうに判断はしております。当該駐車場と申しますか、ポケットパークを含めて商工会のほうの管理になるのであれば、運営の中に入れてという方法もあろうかと思いますが、市街地活性化計画の中におきまして先ほどご説明したような施設整備をさせていただいたところがございますので、現状は今のよう別枠の管理になるかと思っております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 僕も勉強不足で知りませんでしたけれども、そういう村民から指摘があるということは、公園と皆さんあれ見ていないのです。恐らくはですよ。だから、きちっと、ポケットパークと申したら、公園でそこに芝生でも生えて、管理しているのなら、それは経費もかかるでしょうけれども、しつこいようですけれども、商工会の運営助成と見られても当然ではないですか。僕はそういうふうにとっているのですけれども。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 一般的な公園という作りではないのですけれども、あそこの椅子とテーブルについては村で設置しているものにはなるのですが、冬場はなかなかそういうところの利用はできませんけれども、夏場ですとか、商店街で催しものがあるときだとかはあそこで休憩をされる方もいらっしゃるし、商工会のスペースというよりは、商店街全体の憩いの場としても活用していただけるということで、一般の方のご利用も見受けられているというふうには認識はしております。ただ、委託料等の金額等、また管理方法についてご指摘があるとのことですので、今後商工会のほうとも協議しながら適切な管理に努めてまいりたいと思います。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 議長がページを明示しろと言われていたのですけれども、私も織田議員と同じように全体的なものなので、多分総務課関係が中心になって答えていただけたと思うのですけれども、実は村有施設の関係で警備、清掃、管理、それぞれの部門で管理料というか、委託料を設定しているのですけれども、私数年前も多少質問させていただいた項目なのですけれども、実は警備だとか清掃だとか管理に関する部分で、特に今年度の予算を見ますと清掃料は前年度比較という部分でもそれなりの金額で推移しているのですけれど

ども、管理委託業務について昨年の説明の中で社会福祉センターについては4年ごとに契約更新するよというご説明がございました。私列記していますので、間違いのないと思います。上更別福祉館については、5年ごとに更新するよというご説明をいただきました。

以前、何代か前の課長にお伺いしたら、それぞれの委託についてはご協力もいただき、しんしゃくもいただきながら円滑に進めているという回答を得なかった部分の説明をいただきましたけれども、今年は予算見えていますと実質的には福祉センターだとか下がっているものもあります。単純に上がっているからという指摘ではなくて、下げている委託料もありますけれども、管理委託料もありますけれども、全体的にこれについては疑問を呈するというよりも、もう少し全体的な施設管理、広範囲にわたっていますから、各課にという部分も理解できますけれども、ある程度集約した中での管理委託をさせるべきではないかというのがまず1点です。

それと、年度ごと、4年ごとだとか5年ごとだとかありますけれども、どうも見ていますとそれぞれの中で毎年やっているという部分もあると思うのです。分からないですけれども、説明いただいていないから分からないけれども、だけれども主要なところは4年なり5年なりの年数を決めながら、ある程度安定的に委託できる、あるいは相関関係がきちっと保てるような形のという部分を考えると、実質的には毎年毎年やるという部分もあるかもしれないのだけれども、安定的な運営を図るという部分は数字の面から、予算計上の面から見てもすごくすっきりしますし、毎年毎年、大きくは10%も15%も上がっているというのは今年の予算計上の中はないのですけれども、多いところだと5%以上前年対比で上げている計画になっているという部分見ると、何か一定のルールと一定の法則があってしかるべきではないかなというふうに判断しているのですけれども、その点の捉え方と、今後に向けての私提案させていただきたいのですけれども、やっぱり4年、5年なら5年で更新するという形で一定のルールを決めていただきたいというふうに思っているのです。

もう一点、行政区の関係だとかって、行政区会館、これは5年間の債務負担行為ではないですけれども、そういう部分でやっていますよね。価格は上がりませんよね、委託料というのは、管理委託料上げないですよ。だから、そういうもろもろの全体的なものを考えていかないと、実質的にはこの施設については毎年なり2年に1度、こっちは4年に1回だ、こっちは5年に1回だ、行政区会館等については5年ごとの契約だ。これ受けるメーカーの部分もあるのでしょうかけれども、その点僕はしっかり精査すべきだというふうに思っているのです。私の異存というか、ちょっと捉え方の違いもあるのかもしれないけれども、今年度の計画においては農村公園だとか上更別運動広場、更別の運動広場等についてはおおむね全額下げているのですよ、計画が。それは要因があると思うので、一概にどうのこうのという、金額だけで査定はできないのですけれども、だけれどもほかの部分についての委託料は上げているという、何かちょっと、私は全体的な見直しをするのだったら全体的な各課横断で見直ししているよという形であれば分かるのだけれども、何かそれぞれの部分であまりにも独立し過ぎているがためにちょっと弊害も出ているのではないかな

という感想も持っているのですけれども、その点の是正も含めて行えないか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 清掃に関しては、予算計上に当たっては総務課が取りまとめて予算を計上していて、その中でなるべく多額な上昇にならないような形で予算計上しているのですけれども、警備業務ですとか管理業務のお話ということだと思っておりますが、それは個々の施設ごとに予算を計上しておりますので、その中身についてはちょっと調査をさせていただきたいと思っておりますので、ということにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 検討というよりも、これは今回私初めて質問しているわけではない。各事業年度の計画の中でもう数年、複数回質問させていただいている事項ですので、できれば速やかに実施していただきたいということと、決して委託管理のメーカーが、更別に来られているメーカーさん、参画しているメーカーさんそんなに多いというわけではないので、結果はどうか、ある程度決まっているというか、ある程度の来られるメーカーさんって決まっているわけですから、それを4年ごととか3年ごととかという決め事のある部分については、それは改定していく。あるいは、毎年やるのであれば、かなり前に質問したとき、毎年委託料の契約については交渉しているという回答もいただいています。だから、そういう面ではなくて、調査するというよりも、一定の、総務課長おっしゃったように一応集約はしているわけですから、その面について過度に高くなるのかという理論だけでなく、その中で委託料を設定するに当たって基本的に高くなるものがあったり安くなるものがあったり、それはその施設の運用の仕方云々の考え方もあるかもしれないけれども、それは管理体制の在り方のルールも一つ設定していくべきだ。そこから施設管理の委託料が発生するという形を一つの流れの中で統一していただきたいと。金額だけがどうのこうのではなくて、契約年数もそうだし、どういうルールに基づいて委託管理していくかという、一つの施設ですから、大きな違いというのではないと思うのです。特別事項あるのは別途として、やっぱり一定のルールというはあると思うのです。だから、それらものを含めて少し精査しながら、できれば高額にならないような形の、そして毎年の計画を見て、ああ、変だねと思われたいような形の中でなるような形の取り進めをしていただきたいというふうにお願ひしたいというふうに思いますけれども。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 大変申し訳ございませんが、自分も承知していない部分がありますので、ちょっと精査して検討したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 ほかにありませんか。一般会計予算についての質疑はここで一旦終了いたしますが、大丈夫でしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了したいと思います。

この際午前11時30分まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和4年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明いたします。216ページお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額535万円、前年度比較30万4,000円の減額です。主なものは、説明欄(1)、総務一般事務経費、こちらは昨年実施の節14、工事費、インターネット回線設置工事費57万6,000円の皆減によるものです。説明欄(2)、国保電算整備事業は、北海道クラウド機器更改対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金となっております。

次のページ御覧ください。項2徴税费、目1賦課徴収費、予算額19万5,000円、前年度比較8,000円の減額です。主なものは、説明欄(1)、賦課徴収事務経費で節18負担金補助及び交付金、十勝市町村税滞納整理機構負担金で滞納預入額の減額で8,000円の減となっております。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、予算額34万2,000円、前年度比較4万2,000円の減額となります。

219ページお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費は、予算額2億5,428万9,000円、前年度比較228万9,000円の増額で、過去4年間の医療費の給付実績などから北海道で推計されております。

目2療養費、予算額156万円、前年度比較12万円の減です。

目3審査支払手数料は、予算額93万7,000円で、前年度同額となります。

項2高額療養費、目1高額療養費は、予算額2,652万円、前年度比較12万円の増額になります。次のページになりますが、目2高額介護合算療養費は、予算額10万円で、前年度同額となります。

項3移送費、目1移送費は、予算額6万円で、前年度比較1万円の増となります。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、予算額504万円、前年度同額で、12件分を見込んでおります。

目2支払手数料は、予算額3,000円、前年度同額です。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、予算額15万円、前年度比較15万円の減で、5件分を計上しております。

221ページ御覧ください。款3 国民健康保険事業費納付金は、北海道が決定した納付金を納めるものでありまして、項1 医療給付費、目1 医療給付費は予算額1億5,047万9,000円、前年度比較351万8,000円の減額となります。

項2 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金等は、予算額4,752万円、前年度比較7万9,000円の増額となります。

項3 介護納付金、目1 介護納付金は、予算額1,768万円、前年度比較123万9,000円の増額です。40歳以上65歳未満の介護2号被保険者分として納付するものとなります。

次のページになりますが、款4 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 共同事業拠出金、予算額1,000円で、過年度精算分が発生した場合の科目存置として計上しております。

223ページ御覧ください。款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、予算額410万9,000円で、前年度比較140万8,000円の減額です。説明欄(1)、特定健診・特定保健指導事業、節12委託料、特定健康診査委託料において利用者の推計によりまして減額としております。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、予算額940万3,000円、前年度比較887万9,000円の増額です。主なものは、説明欄(1)、保健衛生普及事業は35万4,000円の増額で、224ページになりますけれども、節18負担金補助及び交付金で北海道自治体情報システム協議会負担金で計上しております健康かるてシステム導入経費35万円の増額が主な要因となっております。説明欄(3)、国保ヘルスアップ事業は、国保被保険者の健康の保持、増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に取り組む事業でありまして、その財源は北海道保険給付費等交付金の保険者努力支援分、特別調整交付金として交付されることになっております。

225ページになります。目2 疾病予防費は、予算額60万1,000円、前年度同額で、前期高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の費用負担となっております。

次のページになりますが、款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金は、予算額3,000円で、前年度と同額となります。

227ページになります。款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金は、予算額25万円で、前年度同額となります。

目2 退職被保険者等保険税還付金は、予算額5万円で、前年度と同額となります。

目3 一般被保険者還付加算金は、予算額1万円で、前年度と同額になります。

目4 退職被保険者等還付加算金は、予算額5,000円で、前年度と同額となります。

項2 繰出金、目1 直営診療施設勘定繰出金、予算額3,112万4,000円、前年度比較17万9,000円の増額となります。

項3 目1の過年度過誤納還付金は、予算額1,000円で、前年度と同額を計上しております。

229ページになります。款8 予備費、項1 予備費、目1 予備費は、予算額866万円で、前

年度比較6万4,000円の増額となります。

230ページの財政安定化基金拠出金は、皆減となっております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定の歳出を終わります。

事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、歳入についての補足説明とさせていただきます。

209ページになります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、予算額1億7,913万5,000円で、前年度比較585万4,000円の増額となっております。所得推計により、増額計上としております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、予算額3,000円で前年度同額で、滞納繰越分のみの科目存置として計上しております。

210ページ御覧ください。款2一部負担金、項1一部負担金、目1一部負担金は、予算額1,000円で、前年度同額となります。

211ページ、款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、予算額3億4,571万円で、前年度比較605万6,000円の増額です。節1普通交付金は、歳出の款2保険給付費分が交付されております。節2の特別交付金は、前年度比較390万7,000円の増額で、保険者努力支援分727万円の増、特別調整交付金241万5,000円の増、2号分交付金586万1,000円の減が主なものとなっております。

項2財政安定化基金交付金、目1財政安定化基金交付金は、前年と同額の1,000円となっております。

212ページになります。款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、予算額3,000円で、前年度と同額となります。

213ページになります。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額2,665万8,000円で、前年度比較172万1,000円の減額となります。節1保険基盤安定繰入金は、前年度比較149万2,000円の増額で、未就学児均等割保険料軽減分176万9,000円が主な要因となっております。節2出産育児一時金等繰入金は、出産数を12件分として推計しております。その3分の2相当を繰り入れるものとなっております。前年度と同額となります。節4その他一般会計繰入金は、前年度比較321万3,000円の減額です。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、予算額1,260万2,000円で、前年度比較278万1,000円の減額となります。

次のページになりますが、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、予算額10万円で、前年度と同額となります。

215ページになりますが、款7諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、予算額6,000円で、前年度と同額となります。

目2加算金は、予算額2,000円で、前年度と同額です。

項2雑入、目1雑入は、予算額60万1,000円で、前年度比較10万円の減額となります。

目2の保険給付費等交付金は、予算額1,000円で、前年度と同額となっております。

以上で歳入の補足説明を終わります。

○議 長 事業勘定の歳入について説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

診療施設勘定の歳出について補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の歳出予算についての補足説明を申し上げます。

予算書の243ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額2億8,556万5,000円で、前年度比較3,730万3,000円の増です。説明欄(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、施設機器の保守・管理・点検委託料、施設管理用備品購入費などで前年度比較179万4,000円の増となっています。主な増減としましては、節10需用費、燃料費において重油単価の上昇により318万9,000円の増、光熱水費において24万8,000円の増、国保診療修繕費において令和3年度に外来入り口自動ドアの修繕を行ったことから74万4,000円の減、節17備品購入費、施設管理用備品購入費において令和3年度に病棟食洗機の更新を行いまして、84万7,000円の皆減としています。244ページをお開きください。説明欄(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、節10需用費、村有建物修繕費で医師住宅2棟において経年劣化によるクッションフロアの張り替えなどを予定していることから、前年度比較63万2,000円の増となっています。説明欄(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費であり、前年度比較42万4,000円の増となっております。詳細につきましては、253ページから258ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。説明欄(4)、総務一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、旅費、事務用消耗品費、医療業務委託料、医療業務用システム使用料などで前年度比較486万3,000円の減となっています。245ページを御覧ください。主な増減としましては、節1報酬、看護補助員報酬において、現在看護補助員に欠員が生じており、募集に努めていますが、応募がない状況が続いており、令和4年度よりフルタイム会計年度任用職員として人員の確保につなげたいということから1,705万7,000円の減、節3職員手当等、看護補助員期末手当が328万9,000円の減、節8旅費、看護補助員費用弁償が40万2,000円の減、節12委託料、246ページをお開きください。医療業務委託料において、新型コロナウイルスや訪問診療患者の増加への対応及びリハビリ環境の拡充を図るため、週に2日勤務する非常勤医師1名、作業療法士もしくは理学療

法士1名を増員する予定としていることから1,411万円の増としています。説明欄(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、医療事務職員2名と看護補助員8名分の給料等に係る経費で2,888万8,000円の増となっています。主な増減としましては、節2給料、看護補助員をフルタイム会計年度任用職員とすることにより2,181万7,000円の皆増、節3職員手当等、看護補助員が713万7,000円の皆増としています。247ページを御覧ください。説明欄(6)、診療施設改修事業は、診療所増改修に係る設計委託料で1,042万8,000円の皆増です。発熱患者への対応などによる診察室の不足を補うべく、診療所の増改修を計画しており、令和4年度は実施設計を行うこととしております。

目2車両管理費は、予算額19万4,000円で、前年度比較18万円の減です。公用車の維持管理経費で、令和3年度は車検整備があったことからの減です。

248ページをお開きください。款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費は、予算額703万4,000円で、前年度比較52万4,000円の減です。医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費で、コロナ禍で医療資材が高騰しておりましたが、価格が安定してきていることから、減額しています。

目3医療管理費は、予算額1,273万6,000円で、前年度比較60万8,000円の増です。説明欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料などで、前年度比較29万円の減となっています。主な増減としましては、節12委託料、249ページをお開きください。X線骨密度測定装置保守点検委託料において令和2年度に設備更新し、保証期間が終了したことにより35万2,000円の増、検査・診断等委託料において直近3年の様子から71万円の減としています。説明欄(2)、医療機器借上経費は、在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するための経費で、医療機械借上料において、在宅において人工呼吸器の使用が必要とする患者さんがいらっしゃることから、前年度比較89万8,000円の増となっています。

目4寝具費は、予算額63万1,000円で、前年度比較8万円の増です。入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費です。

目5医療用機械器具費は、予算額680万8,000円で、前年度比較496万1,000円の減です。医療用備品の購入費で、セントラルモニター、ベッドサイドモニターの購入を予定しております。

項2給食費、目1給食費は、予算額252万円で、前年度比較27万3,000円の減です。入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。

251ページをお開きください。款3公債費、項1公債費、目1元金は、予算額2,050万9,000円で、前年度比較484万9,000円の減です。説明欄(1)、長期債償還元金は、平成27年度以降に購入した医療機器備品並びにソフト分として医療業務委託料に係る起債元金の返済となっています。減額の主な要因は、平成22年度医療機器分と平成23年度ソフト分の起債の償還が終了したことによるものとなっています。

目2利子は、予算額9万5,000円で、前年度比較7万2,000円の減です。長期債償還利子

です。

なお、詳細につきましては、259ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

252ページをお開きください。款4予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、予算額30万円で、前年度比較20万円の増です。不測の予算不足が生じた場合などに対応するため、増額しています。

以上で歳出の説明を終わります。

○議 長 診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 246ページ、説明欄、その他業務委託料ということで、先ほど医者、作業療法士、あとは理学療法士ということの人員ということだったのですけれども、今現在作業療法士が村の診療所に勤めていただいているのですけれども、次募集するのであれば作業療法士または理学療法士ということで、北海道家庭医療学センターとのかけ合い、またはその人員にもよるとは思うのですけれども、更別に必要なのは理学療法士だと私は思っているところがあるのですけれども、その辺の考え方はどのように持っているのか。また、理学療法士を積極的に更別村に人材として欲しいということを訴えかけていけるのか、その辺の確認したいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 現在1名配置されているのは作業療法士1名でございます。募集におきましては、理学療法士を採用したいというところがございますが、応募状況ですとか、そういった人選の段階で作業療法士も視野に両にらみでの募集ということにしております。診療所におきましては、それぞれ理学療法士、作業療法士といった資格、役割の違い、資格上のそういったものはありますが、担当の違いによって両者の間に明確な線引きをすることはしないようにしております。患者に不便をかけることがないように、利用者の視点を持ってリハビリに携わっていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ちょっと線引きというところがよく分からなかったのですけれども、作業療法士と理学療法士はもちろん知識も違いますし、できることもやっぱり違ってくると思いますので、作業療法ということではなくて理学療法に困っている患者さん、私のほうにも結構聞くとところもありますので、ぜひその辺はご配慮いただけて取り進めていただければと思っております。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 多分備品になるかと思うのですけれども、診療所入りまして誰もが利用

するであろうスリッパの件なのですけれども、とても小さなことかもしれませんが、いつも気にかかっておりますので、少々お尋ねしたいと思います。経年劣化等もありまして、当然傷みも各家庭でお使いになっている方でもあろうかと思うのです。見ておりますと、母の付添いとかでも行ったりするのですけれども、年代等によっては足がとても小さくて、スリッパの前のほうに足が出てしまって、転ぶのではないかと心配していることもありますし、心配しておられる方もいらっしゃいました。また、声に出して、ああ、かなり古くなったなどひとり言をつぶやいている方もおられまして、できましたら、機械の更新ですとか、それから直したりとか、そういうことは重要なことでありまして、よいと思うのですけれども、誰しもが使われる診療所に入りましてのスリッパの件につきましても、ぜひとも更新の時期ではないかなと思ってお尋ねをいたしました。

もう一つございまして、これも診療所の中のほうは大変風通しもよくてオープンになっていて、とてもすばらしいと思うのです。コロナ禍でもありますので、これはよいことと思っておりますが、診察にといえますか、一番先に看護師さんからお伺いされるときに、今日はどうされましたと必ず聞かれますよね。そのときに、状況によっては頭が痛いとか、おなか痛いとか、そういったことは話しやすいのですけれども、そうでない、女性でも男性でもいろんな部分で不調があるから行くわけでありまして、そういった際にオープンであるからゆえにちょっと話すのをためらってしまう方もおられたりとか、パーティションですとか、どんな方法がよいのか分かりませんが、ほかの方に聞いていただくためにそこで病状をお話しするわけではありませぬので、そういった配慮もあつたらよいかなと思って、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 1点目のスリッパの更新の件でございますが、今般コロナウイルス感染症のワクチン接種ということで、通常の外来診療以上に接種される方は人数見込まれることで、スリッパを買っている部分がございます。今使っているものの老朽度合いを改めて確認して、そういった新しいものに更新することを考えたいと思います。

あと、診療所の外来の予診室でのお話でございますが、診療に関しては非常にプライベートなデリケートな部分もあるかと思っておりますので、こういった対応をして患者様のプライバシーを守れるのかというところを改めて所内で検討して対応を考えていきたいと思いません。

以上です。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 前向きなご回答ありがとうございました。

あわせまして、消毒等、先ほど聞き忘れたのですけれども、多分スリッパ等もされているとは思いますが、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思っております。歯科診療所等におきましては、消毒と申しますか、あと小さな病院ですとか、そういったところでもかなりコロナ以前から気を使って消毒関係やっているように思われますので、ちょっとお伺い

たします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 歯科診療所においては、スリッパの消毒機械というか、あるのは存じ上げております。診療所においては、今般の感染症の流行で診療所内の消毒どのように進めるかというところで所内で協議して対応しているところがございますが、スリッパにしましてはそのたびの消毒は、感染症につながることはないということで医師等も含めて確認しております、スリッパの消毒については現状では行っていないところであります。手すりですとかドアノブにつきましては以前よりも注意深く消毒をしているところがございますが、スリッパについてはそういった現状でございます。

以上です。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 医師、先生との確認もできているということでありましたけれども、多分村民の皆さんですとか、それからほかから来られる方々も消毒されているであろうと優しく思っている方が多いのではないかと思いますので、今のお話は了解はできますけれども、また何かのときにお話ししていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 歳出の質疑の途中でありますが、ここで昼食のため1時半まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

診療施設勘定歳出の質疑から始めていきます。

6番、安村さん。

○6番安村議員 令和4年度の事業計画に当たり、事務局長をはじめいろんな部分で人の手配も含めて本当に苦労がうかがえる計画になっているのですけれども、実際長年懸案でした入院患者の対応における看護補助員等の報酬も含めてということの計画になっておりますので、これは本当に実効性のあるものにぜひともしていただきたいという願いがございますけれども、まずこれは入院患者に関する部分の食料費だとか、いろんな部分のものが全て網羅されているという計画になっておりますけれども、改善対策として1点、入院患者の現状の人数と令和4年度、病床数はそれなりに空いているということですので、基本計画の中で何名ほどの入院患者を想定した計画になっているのか、まずご説明いただきたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 入院患者数につきましては、まず実績ということでございますけれども、

令和元年度においては年間で平均すると1日6.3人、令和2年度は6.6人、令和3年度はご指摘のとおり看護補助員の不足がございまして患者数の調整などを行っておりまして、2月24日現在ですけれども、5.6人という状況でございます。具体的に入院患者、今19床病床を持っておりますけれども、入院患者の目標数というのは具体的には定めてはいないところでございますけれども、これまで入院の通常であった6.6人、それ以上、10人前後というところで入院患者数確保、それぐらいはしたいなというところでの話は内部ではしているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 先どういふふうに見定めていくかという部分、非常に難しいものもあるかもしれませんが、僕も含めて、同僚議員も含めて、先般来多少質問させていただいてはいますけれども、更別に入院できないからということで遠路帯広等に入院されている方が本当に多くいらっしゃいます。できればやっぱり地元で全体的な医療体制も含めた中の一環として円滑に入院できるというシステムづくりが僕はまず再構築されるべき課題だというふうに捉えています。僕が言いたいのは、10人程度と言いましたけれども、19床あつての病床利用率、充足率というか、その部分が大切であつて、現状見ていると、申し訳ないですけれども、私もきちとした情報処理でないのですけれども、入院されている方、何.何人という平均率ではなくて、やっぱり入院されている方は長期化されているという入院患者さん多いです、はっきり言ひまして更別は。新たな対応ができていないというのも指摘事項だけでなく、そういう実態もあるということも十分踏まえた中で、新たに病床をどう活用していくのか。

しつこいようですけれども、せつかく医師が4名体制、そしてプラス非常勤も含めてということの1名体制、補充しながらいくというご提案でございます。それに対するリハビリも含めたという形で理学療法士なりなんなりも2名に増強するというところでございますので、それらが一体化して運営できるような国保体制というか、診療体制が僕は必要でないかなというふうに思っていますし、それが村民が望んでいる形でないかなというふうには強く思っていますので、その点苦勞は多いかもしれませんが、計画倒れにならないような形でしっかり実績が残せるようにぜひともお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 ご指摘を踏まえまして所内でも検討を進めてまいりたいと思います。現状におきましても、毎月患者数の動向ですとか、収入の状況ですとか、そういったものを毎月医師、看護師、事務のほうで突き合わせ行ひまして、運営会議ということで所内の状況を確認して、今後どうしていくというのを検討しているところでございます。その中におきまして、今いただいたご指摘を踏まえまして、どういったよりよい機能といいますか、

どういったよりよい体制を築くことができるのかというのを所内で常に検討して、よい体制を整えていけるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ぜひとも実現に向けて全力で取り組んでいただきたいというふうをお願いしたいと思いますし、この案件について入院の患者対応についてもう一点だけ確認をさせていただきます。申し訳ございません。今看護補助も含めてということで補充していくという部分の計画になっておりまして、非常にそれらの体制整備が行われればある程度病床率も埋まるのかなという感覚を持っているのですけれども、今更別村の入院で一番課題になっているというか、その後に課題になっているというのが、入院患者を夜や何かに看護する部分を家族に強いています。家族にお願いしています。たまたまここ一、二年は、御存じのように新型コロナの関係でなかなか面会できないということで、入って、扉があるのですけれども、そこまで行けないということで、看護補助員なりなんなりの方が洗濯物だとかそういうものについてはそこで引き渡してくれという形になってはいますが、それ以前については、やっぱり看護補助員も不足しているという部分もあって、入院されると必ず夜ついてくれという部分がありました。これある程度は、今の時代ですから、お金のかかる形になるかもしれないけれども、現代的な医療体制、入院体制という部分から見れば、どこの病院も、同席というか、家族がついたりなんなりというのは制約すごく今出ている。コロナに限らずそういう実情にありますので、基本的にはそれらも含めた形の改善も必要かなというふうに思っておりますけれども、その点の所見についてご説明というか、所見をいただければというふうに思っております。お願いします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 現状におきましては、入院患者さんの態様によりまして、病状によりましては、入院当初不安定といいますか、徘徊があったりですとか、環境に慣れずに不穏な行動を取られる患者さんもいらっしゃるということで、付添いを3日程度お願いしているというところが現状でございます。夜の夜勤の体制につきましては、看護師1名、看護補助員1名の2名での体制を基本としておりまして、そのほかに時間外の外来診療患者も受け付けております。時間外の急なご病気やけがなどで時間外診療に来られた場合には、看護師がどうしてもそちらのほうに行ってしまうというか、外来の患者さんに対応することになるので、病棟はその場合看護補助員1人になってしまいます。そういったこともございまして、患者さんの病態により3日程度の付添いを現状ではお願いしているところがございます。患者さんのご家族にはご苦勞をおかけしているところですが、何とかご理解いただきながら、現状ではそういった入院の体制となっているところがございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご説明いただきましたけれども、端的に答えていただいて構いません。今後の体制の中でも付添いは必須になるということでの理解をしてくれということによろしいのでしょうか。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 現状において、繰り返しになって申し訳ございませんが、夜間の体制が看護師1人、看護補助員1名という体制を維持していく上では、付添いについては今後も必要なものだと考えております。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。これからという部分もあるので、早急に改善はできないと思いますけれども、そういう部分も含めて入院の患者数を的確に、的確というか、地元からの入院患者の要望に応えるという部分からも考えて、そういう部分もハードルになっているのだという課題があるということをも十分認識していただきながら、今後改善に向けて早急に対策が打てるよう努力していただきたいということで、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 今ご指摘いただいた意見を踏まえまして検討を進めたいと思いますけれども、今確実にお約束できないところはございますけれども、検討は考えさせていただきますと思います。

○議長 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで診療施設勘定の歳出を終わります。

診療施設勘定の歳入について補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、歳入の補足説明に移らせていただきます。

234ページをお開きください。款1診療収入、項1入院収入は、予算額3,240万8,000円で、前年度比較150万4,000円の増です。過去3年の実績を参考に計上しております。

次に、項2の外来収入は、予算額1億2,370万円で、前年度比較90万1,000円の減です。患者数、受診日数、1日当たりの医療費、それぞれ過去3年の実績を参考に計上しております。

235ページをお開きください。項3その他の診療収入、目1諸検査等収入は、予算額1,928万円で、前年度比較32万7,000円の減です。内訳は、説明欄、各種診断料、各種予防接種診断料、住民検診料となっています。

236ページを御覧ください。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料は、予算額31万9,000円で、前年度比較2万2,000円の増です。内訳は、説明欄、入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使

用料でございます。

項2手数料、目1手数料は、予算額5万8,000円で、前年度と同額です。説明欄、医療事務取扱手数料は、労災給付請求書取扱手数料です。

目2文書料は、予算額95万5,000円で、前年度比較9万8,000円の減です。説明欄、各種診断書料は各種文書料で、介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

237ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は、予算額319万円で、前年度比較242万円の減です。セントラルモニター、ベッドサイドモニターの購入費用に係る国庫補助金として計上しています。

目2医療・感染拡大防止等支援事業補助金は、予算額288万円で、皆増です。診療所におけるコロナワクチン接種の実績に対し、支援金として交付されるものです。

238ページをお開きください。款4財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、前年度と同額の38万9,000円です。医師住宅2棟の貸付収入です。

239ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、1億1,780万6,000円で、前年度比較1,704万1,000円の増です。説明欄、公債費分は、歳出予算と同額の2,060万4,000円です。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう調整しています。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は、3,112万4,000円で、前年度比較17万9,000円の増です。診療所に対する運営費補助金として国から交付される特別調整交付金の繰入金です。

240ページをお開きください。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでございます。

241ページをお開きください。款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算額88万3,000円で、前年度比較4万8,000円の減です。主には自費衛生材料等収入でございます。

242ページをお開きください。款8村債、項1村債、目1過疎対策事業債につきましては、予算額1,350万円で、前年度比較950万円の増です。診療所増改修設計委託料に充てるものとして1,040万円、医療備品の購入を予定しており、国庫補助を充当した残額の財源として310万円を計上しています。

以上、診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議 長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和4年度後期高齢者医療事業特別会計予算の補足説明をいたします。

初めに、歳出の説明となります。268ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額63万6,000円で、前年比較25万2,000円の増額となります。主なものは、説明欄(1)、総務一般事務経費で節11の役務費、郵便料ですが、27万6,000円の増となっております。こちらは、窓口負担割合の見直しが行われますので、被保険者証の送付経費が増えたことによるものであります。

項2の徴収費、目1賦課徴収費は、予算額22万6,000円で、前年度同額となります。

269ページになりますが、目2滞納処分費は、予算額8,000円で、前年度比較6,000円の減額となっております。

270ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額5,442万6,000円で、前年度比較546万6,000円の減額となります。こちらは、保険料収入額3,991万3,000円に保険基盤安定繰入金等の1,224万2,000円及び共通事務費226万7,000円を加えて広域連合に納付するものとなっております。

271ページになります。款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、予算額25万円で、前年度同額となります。

款4予備費につきましては、予算額10万円で、前年度同額となります。

次に、歳入になります。264ページ御覧ください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、予算額1,397万円、前年度比較186万3,000円の減額で、医療保険料につきましては北海道後期高齢者医療広域連合より保険料の提示がなされておまして、これに基づきまして予算計上させてもらっております。

目2普通徴収保険料は、予算額2,594万3,000円で、前年比較479万2,000円の減額となっております。

次のページになります。265ページになります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額1,547万9,000円、前年比較143万5,000円の増額となります。節1保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するものとなります。節2その他一般会計繰入金は、本会計の事務費、それから後期高齢者医療広域連合の共通事務費、それと予備費を含めまして323万7,000円を計上しております。

266ページになります。款3繰越金は、前年度繰越金として予算額1,000円、前年同額となります。

267ページ、款4諸収入、予算額25万3,000円で、前年度と同額となります。保険料延滞金ですとか還付金などを計上しております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明を終わります。

○議 長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これでは後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和4年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の補足説明をいたします。

初めに、事業勘定の歳出からの説明となります。288ページ御覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額34万5,000円で、前年比較12万5,000円の減額です。主に介護保険パンフレット購入費の減によるものです。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算額13万3,000円で、前年度と同額となっております。

289ページになりますが、項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、予算額82万4,000円で、前年度比較2,000円の減となります。

目2認定審査会共同設置負担金は、予算額373万円で、前年比較15万4,000円の増額となっております。主に南十勝介護認定審査会事務局職員の人件費増などが主な要因となっております。

290ページになりますが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方へのサービス給付費で、予算額2億6,692万8,000円、前年比較577万2,000円の増額となっております。給付実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案して予算計上しております。主なものは、節18負担金補助及び交付金、法定居宅サービス給付費は前年度比較853万2,000円の増、居宅介護支援給付費は103万2,000円の増、法定施設サービス給付費は619万2,000円の減、住宅改修給付費は18万円の減、地域密着型居宅介護サービス給付費は500万4,000円の増、地域密着型施設介護サービス給付費は243万6,000円の減となります。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方へのサービス給付費で、予算額2,252万4,000円、前年度比較41万4,000円の増額です。主なものは、節18負担金補助及び交付金、居宅介護予防サービス給付費は前年度比較147万6,000円の減、地域密着型居宅介護予防サービス給付費では162万円の増、介護予防福祉用具購入給付費は27万円の増となります。

項3高額介護サービス費、次のページ、291ページになりますが、目1高額介護サービス費は、予算額871万2,000円で、前年比較3万6,000円の増額となります。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、予算額130万1,000円、前年度比較37万1,000円の増額となります。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、予算額1,728万円で、前年比較288万円の減額となります。

次のページになります。款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、予算額1,002万3,000円で、前年比較241万8,000円の減額です。

目2一般介護予防事業費は、予算額495万6,000円で、前年比較29万2,000円の増額となります。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費は、相談支援事業の事務費で、予算額7万6,000円で、前年度と同額となります。

293ページになります。目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算額2,468万2,000円で、前年度比較185万9,000円の減額です。地域包括支援センター職員の人件費を計上しているもので、説明欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から派遣を受けている社会福祉士の人件費相当分を負担金として計上しております。説明欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等は介護福祉士を配置するための職員給与費、説明欄(3)、職員等人件費は地域包括支援センター職員の保健師2名の人件費となっております。

294ページ、目3任意事業費は、予算額443万円で、前年度比較4万円の増額となります。

295ページ、目4在宅医療・介護連携推進事業費は、予算額503万6,000円、前年度比較424万5,000円の増額で、主なものは節12委託料、在宅医療・介護連携推進事業委託料で、現在保健福祉課に設置の地域包括支援センターで行っております在宅医療・介護連携コーディネーター業務を北海道家庭医療学センターへ業務委託し、体制整備を図るものとなっております。

目5生活支援体制整備事業費は、予算額511万1,000円で、前年度比較139万1,000円の減となります。この事業は、支えられる側も支える側になり得る住民の支え合いの仕組みづくりを進めるための生活支援コーディネーターの人件費、それから協議体が行う事業の経費を計上しております。

目6認知症総合支援事業費は、予算額79万5,000円、前年度比較51万5,000円の減額です。認知症について気軽に話し合う場である介護カフェ運営に係る経費、それから認知症研修会の開催経費を計上しております。

297ページになります。款4基金積立金、次のページになりますが、款5の諸支出金、それから299ページの款6予備費につきましては、前年度と同額の予算計上とさせていただきます。

続きまして、歳入の説明となります。279ページ御覧ください。279ページ、款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、予算額6,741万5,000円、前年度比較120万2,000円の減額です。令和3年度から月額5,700円の基準保険料にて算定した額を予算額としております。

280ページになります。款2使用料及び手数料は、予算額5万9,000円で、前年度比較4万6,000円の減額です。シルバーハウジング生活援助員の派遣手数料となっております。

281ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、予算額6,115万7,000円で、前年度比較108万3,000円の増額となります。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、予算額1,583万9,000円、前年度比較18万8,000円の

増額で、両科目とも歳出の保険給付費の増加によるものです。

目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、予算額363万4,000円、前年度比較52万8,000円の減額で、歳出の款3地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業に交付されるものとなっております。

目3地域支援事業交付金(その他事業)は、予算額1,475万7,000円、前年度比較11万5,000円の増額で、歳出の款3地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業に交付されるものとなっております。

目4保険者機能強化推進交付金は、予算額58万9,000円で、前年度比較1万1,000円の増額です。介護保険法の改正によりまして市町村及び都道府県に自立支援、重度化防止の取組に対する支援として交付されるもので、介護予防事業に充てております。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、予算額51万6,000円で、前年度比較5,000円の増額です。介護予防、軽減、悪化の防止に関する取組に対して交付されているものです。

282ページ御覧ください。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、予算額8,552万1,000円、前年度比較100万2,000円の増額で、保険給付費が増加したことによるものです。

目2地域支援事業交付金は、予算額392万5,000円、前年度比較56万9,000円の減額で、歳出の款3地域支援事業費に交付されるものとなっております。

283ページを御覧ください。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、予算額4,178万8,000円、前年度比較12万4,000円の増額で、保険給付費の増加によるものです。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、予算額181万7,000円で、前年度比較26万5,000円の減額となります。歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものです。

目2地域支援事業交付金(その他事業)は、予算額737万9,000円、前年度比較5万8,000円の増額で、こちらも歳出の款3地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業に交付されております。

284ページ、款6財産収入は、介護保険事業基金積立金の利子で、前年度同額の1,000円となっております。

285ページ御覧ください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、予算額3,959万9,000円、前年度比較46万6,000円の増額です。歳出で介護給付費が増加したことによるものであります。

続きまして、目2になりますが、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)の予算額181万8,000円で、前年度比較26万3,000円の減額となります。

目3地域支援事業繰入金(その他事業)は、予算額738万1,000円で、前年度比較6万1,000円の増額です。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、予算額353万8,000円で、前年度比較2万4,000円の増額で、消費税引上げに伴います軽減措置となっております。

目5 その他一般会計繰入金は、予算額677万2,000円で、前年比較28万9,000円の増額で、節1、事務費対象分では2万7,000円の増額、節2のその他一般会計繰入金では26万2,000円の増額となっております。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、予算額1,394万6,000円で、前年度比較159万7,000円の増額で、予備費分100万円、それと保険給付費及び事業費の不足分として繰り入れるものであります。

286ページ、款8 繰越金は、前年度と同額となります。

287ページ、款9 諸収入は、予算額44万6,000円で、前年度比較1万6,000円の減額となります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の予算説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、サービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。初めに、歳出です。309ページ御覧ください。サービス事業勘定の歳出、309ページになりますが、款1 事業費、項1 居宅介護サービス事業費、目1 居宅介護サービス事業費は、予算額20万8,000円で、前年度比較1,000円の減額で、保健福祉課内に設置しております地域包括支援センターの事務費を計上しております。

目2 介護予防サービス等事業費は、予算額185万8,000円、前年度比較2,000円の増額です。地域包括支援センターの業務の一つであります要支援1及び要支援2の介護予防サービス計画策定業務の一部を社会福祉協議会に委託する経費となっております。

次に、歳入になります。306ページ御覧ください。歳入、306ページの款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 介護予防サービス計画費収入は、予算額206万4,000円、前年度比較1,000円の増額です。要支援1、2の方の介護予防サービス計画の策定に伴い、国保連合会から交付されるものになります。

307ページの款2 繰越金、それから308ページの款3 諸収入は、前年と同額を計上しております。

以上で介護保険の事業勘定及びサービス事業勘定の予算補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和4年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、更別村簡易水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度更別村簡易水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出か

ら説明させていただきます。この予算は、第3条で収益的収支を定めております。

3 ページ御覧ください。収入になります。款1簡易水道事業収益、項1営業収益の予算額は8,942万2,000円で、前年度比較128万4,000円の減で、目1水道使用料の減が主なものであります。

項2営業外収益の予算額は5,416万4,000円で、前年度比較251万8,000円の減であります。

目1受取利息及び配当金の予算額1,000円は、仕訳に伴う科目の変更により、目5雑収益から異動しております。

目2負担金、節、受益者負担金は幕別町からの共同施設維持管理負担金で前年度比較53万6,000円の減、一般会計負担金は消費税算出に伴う科目の変更により、公債費利息分を4条、項1補助金、目1一般会計補助金から異動しております。

目3長期前受金戻入は、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化する現金を伴わない収益で142万9,000円の減。

目4消費税還付金は、令和4年度に発生したものを計上する発生主義のため、令和5年度は還付見込みであり、前年度比較100万1,000円の減。

目5雑収益は、道営農用水事業の補助業務委託金などで26万5,000円の減であります。

4 ページをお願いいたします。支出になります。款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の予算額は4,210万8,000円で、前年度比較468万7,000円の増であります。主なものは、節、負担金は中札内共同施設維持管理負担金で448万1,000円の増などです。報償費は、仕訳に伴う科目の変更により、総係費へ異動しております。

目2配水及び給水費の予算額は1,724万4,000円で、前年度比較1,140万7,000円の増であります。主なものは、節、委託料で隔年で実施の水道施設漏水調査委託料などで329万7,000円の増、手数料では3年に1度実施の水質検査手数料の全項目分の減などで29万9,000円の減、材料費の水道メーター購入費は資産の計上に伴う科目の変更により、4条の項1建設改良費、目2量水器費から異動しております。5ページの工事請負費、水道メーター取替工事費は、資産の計上に伴う科目の変更により、4条の項1建設改良費、目1工事請負費から異動しております。

目3総係費の予算額は2,538万1,000円で、前年度比較200万3,000円の増であります。節、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費は、職員2名分の人件費で、詳細は9ページの給与費明細書をご参照ください。6ページをお願いいたします。委託料は消費税申告業務委託料などで85万5,000円の増、報酬が水道事務補助員報酬など96万4,000円の計上などによる増が主なものであります。

目4減価償却費の予算額は6,151万6,000円で、前年度比較191万1,000円の減であります。配水池量水器や配水管路などが対象となっており、現金を伴わないものであります。

項2営業外費用、目2消費税は、発生主義のため令和4年度に発生したものを計上するため、令和5年度は還付見込みであることから、前年度比較で37万1,000円の皆減となります。

続きまして、資本的収入及び支出を説明させていただきます。この予算は、第4条で資本的収支を定めております。

7ページをお願いいたします。収入になります。款1簡易水道事業資本的収入、項1補助金、目1一般会計補助金は、総務省基準内の一般会計からの公債費分の繰入金を仕訳に伴う科目の変更により項2の負担金で計上することから、皆減となります。

項2負担金、目2一般会計負担金は、仕訳に伴う科目の変更により一般会計から公債費分の繰入金を計上することから、1,148万4,000円を計上しております。

項3企業債、目1企業債の予算額は1億400万円で、簡易水道事業債、過疎対策事業債を合わせて道営農用水事業分で前年度比較3,760万円の減であります。

項4出資金、目1一般会計出資金の予算額は2,119万円で、仕訳に伴う科目の変更により、設置工事費分などの一般会計からの出資分を計上しております。

8ページお願いいたします。支出になります。款1簡易水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費の予算額は1億2,148万4,000円で、前年度比較2,372万1,000円の減となっております。主なものは、節、工事請負費で水道メーター取替工事費が資産の計上に伴う科目の変更により3条の項1営業費用、目1配水管給水費へ異動しております。設置工事費は、旭38号配水管布設工事、更南東5号消火栓改修工事、協和地区水管橋空気弁修繕工事で2,110万3,000円を計上、負担金は道営農用水事業の北海道への負担金などで5,163万6,000円の減、委託料は10年に1度実施の簡易水道事業計画作成委託料で999万4,000円の計上などが主なものとなっております。

目2量水器費は、資産の計上に伴う科目の変更により3条の項1営業費用、目2配水及び給水費、節、材料費へ異動したことから、皆減となっております。

事業概要は、別添の令和4年度簡易水道事業特別会計予算資料、1の建設事業調べをご参照願います。

戻りまして、項2企業債償還金、目1企業債償還金の予算額は2,235万4,000円で、前年度比較738万4,000円の増となっております。

9ページから12ページは給与費の明細書になります。13ページは債務負担行為に関する調書、公債費の状況については14ページに、15ページからはキャッシュフロー、貸借対照表、注記表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと確認をさせてください。3ページ目にあります収入の関係で収益の部分ですけれども、水道使用料についてということで、昨年の計画に対して126万4,000円減という形でございますけれども、常識的に考えて、今新築も含めて世帯戸数は減ってはいないというふうに思うのですけれども、なぜこういう形になるのかなとちょっと不思議

議な点があるのですけれども、本来からいえば水道利用料を少し増額した計画であってもいいのかなというふうに判断されるのですけれども、その点のご説明をお願いいたします。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 この水道使用料の算出におきましては、令和2年度と令和3年度の10月までの見込みということで算出をしているところでありまして、その経緯の中で令和3年度がなぜか減っていたという状況でありまして、はっきりした原因は当方でもちょっと分からない状態でございますけれども、それを一応実績として毎年計算しているものですから、その結果として今回減額という形で当初は行わせていただきたいということで算出ということで計上させていただきました。

○議 長 予算の算定でなぜかというのはちょっとない。何か予算の減額のあれはあると思うのだけれども、分かりませんか、そこは。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 R3年の4月から10月の間での使用料の減額ということで、これはということとはと言われても、なかなか難しいところもあるのですけれども、その辺ということで、はっきりしたことは分からなくて大変申し訳ないのでけれども、使用料が減っていたということで、R3だけではなくてR2という中で平均を取った中での今回は算出ということにさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 だんだん質問しづらくなりました。基本的には過去の令和2年から3年の1か年というか、その間の平均値を取ったというご説明をいただきましたけれども、そうであるならばあるほど、今せっかく新コムニ団地の分譲も含めてということで、まだ販売未確定が5戸ほどありますけれども、順調に新築されて、プラス1戸、集合アパートみたいな形で企業協力をいただきながら、完成間近になってきて、もう既に建てる前から入居者が満タンだという実態もあって、そういうものも本来からいえば加味した形の僕は計画であっていただきたいと。何も変わらないで、そのままの状況の中で過去の実績を踏まえてという説明は分かるのですけれども、今状況的に住宅もある程度頑張っけて皆さん建ってきているという部分から見れば、建物自体がそんなに減っていないという、世帯数が減っていないということを考えれば、もう少しそこは再考察してもいいのかなという判断になるのかなと思っています。多少ですけれども、多分水道使用料も多少なり値上げしている部分もあると思うのですけれども、ちょっと高くなっている、ちょっとだけ割増しになっているという部分あったら、当然使用料の関係、減額でなくて、もう少し実態に即した中の数字であってもいいかなというような所見もございます。

以上です。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今後算出に当たりましては、その辺加味して計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 今後増額になりそうであれば、補正で調整ということによろしいですね。
(「いいです」の声あり)

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。
(なしの声あり)

○議 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。
次に、令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。
歳入歳出一括して補足説明を求めます。
佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。この予算は、第3条で収益的収支を定めてございます。

まず、3ページ御覧いただきたいと思えます。収入になります。款1下水道等事業収益、項1営業収益の予算額は8,976万3,000円で、前年度比較3,856万9,000円の増であります。

目1下水道使用料は、前年度比較22万8,000円の増であります。

目2一般会計負担金は、消費税算出に伴う科目の変更により、基準内の分流式下水道等に要する経費分と高資本対策分を項2営業外収益、目2一般会計補助金から異動し、3,829万5,000円を計上してございます。

目3その他の営業収益は、個排の浄化槽設置等事務委託として4万6,000円を計上しております。

項2営業外収益の予算額は6,474万2,000円で、前年度比較3,364万8,000円の減であります。

目1受取利息及び配当金の予算額は1,000円で、預金利息を仕訳に伴う科目の変更により、目6雑収益の雑入から異動しております。

目2一般会計補助金は、仕訳に伴う科目の変更により、管理費分を計上し、高資本対策分、分流式下水道等に要する経費分は項1営業費用、目2一般会計負担金へ異動し、3,804万8,000円減の802万5,000円の予算額としております。

目3一般会計負担金の予算額は70万9,000円で、消費税算出に伴う科目の変更により、公債費利息分を4条の項4補助金、目2一般会計補助金から異動しております。

目5消費税及び地方消費税還付金の予算額は715万2,000円で、令和4年度に発生したものを計上するもので、令和5年度の還付見込みであることから、前年度比較366万1,000円の増であります。

4ページお願いいたします。支出になります。款1下水道等事業費用、項1営業費用の予算額は1億8,892万4,000円で、前年度比較529万7,000円の増であります。

目2処理場費で前年度比較185万7,000円の増であります。主なものは、備用品費が2年に1度購入の脱臭装置吸着剤の減などで84万7,000円の減、光熱水費は実績により68万

7,000円の増、委託料は161万6,000円の増で、主なものは浄化センター維持管理委託料で労務単価などの上昇により50万9,000円の増、(個排)処理施設維持管理委託料は設置基数の増などにより89万6,000円の増となっております。

5ページをお願いいたします。目3総係費は、前年度比較265万1,000円の増であります。節、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費は、職員1名分の人件費で、詳細は10ページの給与費明細書をご参照願います。6ページ、7ページをお願いいたします。旅費、備用品費、貸借料は、資産の計上に伴う科目の変更により、4条の項1建設改良費、目1建設改良費から異動を含め、増となっております。委託料は、消費税申告業務委託料などで67万4,000円の増、報酬が下水道事務補助員報酬88万2,000円の計上などによる増が主なものであります。

7ページの目4減価償却費は、前年度比較82万3,000円の増で、主に浄化センター施設や管路などが対象となっており、現金を伴わないものであります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費の予算額は644万5,000円で、前年度比較59万円の減であります。

続きまして、資本的収入及び支出を説明させていただきます。この予算は、第4条で資本的収支を定めております。

8ページをお願いいたします。収入になります。款1下水道等事業資本的収入、項1企業債、目1企業債の予算額は7,880万円で、前年度比較3,060万円の増であります。更別浄化センター監視制御設備外更新工事負担金や個別排水処理施設工事による増となっております。

項2出資金、目1一般会計出資金の予算額は6,118万8,000円で、前年度比較704万5,000円の増で、起債償還分と整備費分を計上しております。

項3負担金の予算額は529万2,000円で、前年度比較396万1,000円の増であります。

目2一般会計負担金は、公債費分を仕訳に伴う科目変更により項4補助金、目2一般会計補助金から異動し、394万5,000円を計上しております。

項4補助金の予算額は6,390万円で、前年度対比3,665万1,000円の増となっております。

目1国庫補助金は、前年度比較4,150万円の増で、内訳は更別浄化センター監視制御装置ほか更新で5,940万円、継続設備更新で50万円、マンホールポンプ異常通報装置ほか更新で100万円、5年に1度実施の更別村特定環境保全公共下水道事業計画変更委託の300万円であります。

目2一般会計補助金は、公債費分を仕訳に伴う科目の変更により項3負担金、目2一般会計負担金へ異動したことにより、皆減となっております。

9ページをお願いいたします。支出になります。款1下水道等事業資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費等の予算額は1億6,091万円で、前年度比較7,553万5,000円の増であります。主なものとして、節、委託料は5年に1度実施の更別村特定環境保全公共下水道事業計画の変更委託などにより606万8,000円の増、負担金は更別浄化センター監視制御

装置外更新工事負担金事業で7,000万円の増となっております。旅費、備用品費、貸借料は、資産の計上に伴う科目の変更により3条の項1 営業費用、目3 総係費へ異動により、皆減となっております。

事業概要は、別添の令和4年度公共下水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べをご参照願います。

戻りまして、項2 企業債償還金、目1 企業債償還金の予算額は4,827万円で、前年度比較254万6,000円の増であります。

給与費明細書については10ページから13ページ、14ページには継続費に関する調書、公債費の状況については15ページ、16ページからはキャッシュフロー、貸借対照表、注記表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計予算の質疑を終了いたします。

ここで午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号 令和4年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 決議案第1号

○議 長 日程第9、決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、織田さん。

○7番織田議員 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議の提案理由を申し上げます。

2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為であります。

こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態です。

さらに、ロシアは核兵器大国であることを誇示し、先制使用を示唆するなど、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において決して許されるものではありません。

本村は、平成10年に行った「更別村核兵器廃絶平和宣言」により、「核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、日本国民共通の悲願であり、われわれ更別村民が心から望むものである」ことを宣言しており、ウクライナへの侵略はそのような村民の願いに反するものであります。

よって、更別村議会はロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳しく抗議するとともに、即時の攻撃停止と軍の撤退及び平和的解決を行うよう強く求め、別紙決議を小谷議員、松橋議員、太田議員、安村議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから決議案第1号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから決議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第10、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和4年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時54分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 3月17日

更別村議会議長

同 議員

同 議員